

第3次行政改革アクションプラン 平成30年度進行状況調査結果

○第3次行政改革アクションプラン…第3次行政改革大綱(推進期間:平成27～令和元年度の5年間)に基づき、各年度の取組内容等を具体的に示した行動計画(36項目)

○進捗指標…平成30年度の取組方針と取組状況との比較(5点満点)

推進項目 1 サービス改革 1 質の高い行政サービスの提供

これまでの行政運営に成果重視や目標管理など民間の経営手法を積極的に取り入れる「新しい公共経営」の考えを基本に、前例や慣習にとられない戦略的な行政経営を推進します。そして、市民が主役、市役所は市民の役に立つ所という認識のもと、市民が何を求めているかを的確に把握し、市民志向で質の高い行政サービスを提供します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
1	1-1-1	市政運営に対する市民意識の的確な把握	企画課	筑西市の現状やまちづくりに対する市民の評価、満足度、社会情勢などから取組を必要とする重要な課題について、市民の意向や行動等の実態を把握する。 市民意識調査を後期基本計画策定年度の前年(令和2年度)に実施し、その結果を分析することで、よりの確な市民意識を把握し、市政運営に反映させる。	新たな外部評価制度を導入し、第2次総合計画(前期基本計画)で設定している重点プロジェクトに位置づけられる事務事業について、市民目線の評価を実施した。	5
2	1-1-2	第3次行政改革の推進	行政改革推進課	全職員が第3次行政改革の考え方について共通認識を持ち、第3次行政改革アクションプランに掲げる改革プログラムの目標を達成するため、積極的に取り組みを推進する。	前年度に見直し作業を実施し、改訂版を公表した第3次行政改革アクションプラン(36項目)と第2次行政改革アクションプランの「継続改革プログラム」(5項目)について、平成29年度中における進行状況調査を行った。 その結果、第3次行政改革アクションプランの進捗指標の平均が5点満点中「4.4」、第2次行政改革アクションプランの「継続改革プログラム」の進捗指標の平均が5点満点中「3.2」となった。	4
3	1-1-3	窓口業務の休日開庁	行政改革推進課	多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の利便性向上を図るため、窓口業務の休日開庁を実施する。	前年度に引き続き、窓口業務の休日開庁を実施した。実施状況は次のとおり。 ・実施日 毎月第2・第4日曜日(月2回)午前8時30分～正午 ・実施場所 本庁舎1階市民課窓口 ・業務内容 住民票、戸籍証明書、課税・非課税証明書等の発行業務 ・利用者数 累計1,532人、1日平均65人(H30.4月～H31.3月) また、多様化する市民ニーズに的確に対応し、市民の利便性向上を図るため、前年度に引き続き、「窓口業務改善専門部会」を設置し、窓口業務の時間延長及び休日開庁に係る検証及び課題整理を行った。	5
4	1-1-4	総合計画の着実な推進	企画課	総合計画に定めた目標を達成することにより、質の高い行政サービスの提供を図る。	6月～7月にかけて第2次総合計画(前期基本計画)の事務事業評価・外部評価を実施した。 その結果に基づき、第2次総合計画から設定している重点プロジェクトに位置づける事務事業について評価・調整を行い、令和元年度の重点プロジェクト実施方針を策定した。 実施計画では、実施方針に基づく重点プロジェクトを中心としたヒアリングを実施し、次年度に向けた事業調整を行うことができた。	4
※平均						4.5

推進項目 1 サービス改革 2 新たな行政経営システムの構築

行政は最大のサービス業と言われるなかで、行政を経営するという概念をより強く意識し、従来の管理運営型から自立経営型への転換を図り、自己決定、自己責任に基づく自立した行政経営を推進します。そして、行政評価(事務事業評価・施策評価)と予算、組織を連動させたPDCAサイクルを着実に実行し、民間の経営手法を活用した成果重視の新たな行政経営システムを構築します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
5	1-2-1	権限移譲事務の受入推進	行政改革推進課	市民に身近な基礎自治体である市が事務を取り扱うことにより、市民サービスの向上や自立した行政経営の展開が期待できるものについて、県からの権限移譲を積極的に受け入れる。	権限移譲に関する意向調査を実施し、市民サービスの向上及び事務の効率化が図れる事務については積極的に受け入れるよう受入推進を図った。その結果、新規の受入は0件であったが、将来的に権限移譲の受入を検討している2課について、既に権限移譲済みである他市との協議・意見交換の場を設定し、推進を図った。提案募集方式・手挙げ方式については、つくば市の提案である「有料道路の障害者割引について、インターネット等で申請できる仕組みを作ること」を共同提案「可」として、前向きに回答した。	4
6	1-2-2	重点プロジェクト実施方針に基づいた予算編成の確立	企画課	行政評価(事務事業評価・施策評価)と予算を連動させたPDCAサイクルを着実に実行し、重点プロジェクト実施方針に基づいた予算編成の確立を図る。	行政評価を基に次年度の重点プロジェクト実施方針を策定し、方針に基づいた実施計画・予算編成を行った。	4
※平均						4

推進項目 1 サービス改革 3 抜本的な事務事業の見直し

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するためには、限られた経営資源を必要な事務事業に効果的に配分する必要があります。そのため、所期の目的に照らし効果の薄れた事業や、将来にわたり現行水準を維持することが困難な行政サービスなどについて、原点に立ち返った抜本的な事務事業の見直しを進めます。そして、現行サービスの必要性や内容を徹底的に精査するとともに、発想の転換を図り、新たな施策を含め真に優先度の高い施策を選択し、市民に有益な行政サービスの提供を目指します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
7	1-3-1	職員提案制度の見直し	行政改革推進課	職員提案制度について、募集方法及び審査方法の見直しを行い、職員の事務改善意欲を高めるとともに、職員の発意による事務事業の改善を図る。また、職員提案制度に替わる新制度の導入を図る。	平成30年度から、従来の職員提案を「業務改善自由提案」とし、新たな職員提案制度として、各課所において職員の創意工夫により効果を発揮している業務改善の実績(事例)を募集し、全庁的な業務改善を図る「業務改善実績提案」を導入した。募集の結果、「業務改善自由提案」に12件、「業務改善実績提案」に4件の提案があり、うち3件を優秀提案として表彰した。	5
8	1-3-2	行政評価による事務事業の適正化	企画課	事務事業評価と施策評価による事業の効率性・効果等の検証を的確に行い、優先事務事業の選定、予算配分の適正化を図る。	行政評価支援システムを活用し、事務事業評価、実施計画策定を実施した。 なお、本年度から外部評価制度を導入し、重点プロジェクトに位置づけた事務事業の評価・調整を重点的に行うとともにPDCAサイクルの強化を図った。	4
※平均						4.5

推進項目 1 サービス改革 4 民間活力の積極的な導入

民間活力の導入手法については、業務の外部委託をはじめ、PPP、PFI、指定管理者制度など、民間事業者等の優れた専門知識を活用する多様な手法があります。このことから、行政が実施する必要性の減少した事務事業については、費用対効果を見極め、的確な手法を選択して積極的に民間活力を導入し、これにより生み出された財源や人材を新たな行政サービスに転換することにより、行政サービスの質の向上を図ります。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
9	1-4-1	業務の民間委託の推進	行政改革推進課	これまで行政が担ってきた業務のうち、民間事業者 に委託することが可能な業務について、導入事例や メリットを調査検討し、費用対効果の見込める業務に ついては、積極的に民間委託を推進する。	公共施設包括管理業務委託の導入に向けて、公募型プロポーザル を実施し、委託事業者を選定した。また、平成31年4月からの業務開 始に向けて、委託事業者及び施設所管課との詳細協議を行い、業 務仕様の調整、管理体制の構築等の準備を進め、平成31年3月に 契約を締結した。	5
10	1-4-2	PPP・PFIの導入推進	行政改革推進課	民間の資金やノウハウを活用し、できる限り税財源 によらずに効果的・効率的な公共施設やインフラの 整備・運営を可能とするPPP・PFI事業の導入を検 討する。	PPP・PFI事業に関するセミナーや研修会に参加するとともに、 一定規模以上の公共施設整備事業等を実施する際にPPP・PFI手 法の導入を優先的に検討するための指針となる「PPP/PFI手法導 入優先的検討規程」の策定について検討を開始した。 また、PPP事業の一つとして、公共施設に係る各種管理業務を民間 事業者包括的に委託する「公共施設包括管理業務委託」につい て、平成31年4月の導入に向けて、事業者を選定した。	4
11	1-4-3	民間事業者による指定管 理者制度の導入拡充	行政改革推進課	継続検討となっている体育施設・下館駅前駐車場を はじめ、新たに導入可能な施設を検討し、民間事業 者による指定管理者制度の導入を拡充する。	・筑西市体育施設23施設については、平成30年4月1日から指定管 理者による業務を開始した。 ・平成30年度末に指定管理期間が満了する市立図書館、あけの元 気館等については、制度を継続するための更新手続(公募、審査 等)を進めてきた。その結果、平成30年第4回筑西市議会定例会に おいて指定管理者が指定され、3月に基本協定・年度協定を締結 し、4月から業務開始となる。 ・継続検討となっている下館駅前駐車場、しもだて美術館につい ては、第4回行政改革推進本部会議の決定により、導入検討施設から 除外することとなった。	5
※平均						4.7

推進項目 1 サービス改革 5 行政情報化の推進

急速に進展する情報化社会に的確に対応するため、既存の情報システムや各種情報資産の適切な運用を図るとともに、時代に即した行政情報化を積極的に推進し、情報システムの最適化や電子申告の充実、マイナンバー制度の導入を推進します。また、情報の信頼性を確保するため、情報マネジメントを推進するとともに、行政情報の取り扱いについては、情報セキュリティポリシーにより適切に対処します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
12	1-5-1	マイナンバー制度の導入・利用促進	情報政策課・市民課	全庁的な推進体制により、情報システムの改修や個人番号カードの発行など、制度導入に向けた必要な準備を進めるとともに、市民サービス向上のための個人番号カードの活用方法を検討する。市民課窓口での申請受付(写真撮影～申請)及び企業等を対象とした出張申請を実施することにより、マイナンバーカードの普及を図る。	マイナンバーカードへの旧姓併記対応に伴うシステム改修を実施するとともに、マイナンバーを活用した情報連携についても、安定したシステム稼働及び運用を行うことができた。市民課及び支所・出張所の窓口にてマイナンバーカードの申請受付(写真撮影からWeb申請まで)を行った。また、要望のあった自治会等に出向いて6回90件の出張申請(写真撮影からWeb申請まで)を行った。	5
13	1-5-2	情報セキュリティ監査・研修の実施	情報政策課	筑西市が取り扱う個人情報及び行政運営上重要な情報資産を様々な脅威から保護し、市民の財産、個人のプライバシーを守り安全かつ安定的な行政サービスを提供するため、全庁的な情報セキュリティ監査及び全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施する。	情報セキュリティ監査については、昨年度監査対象としなかった個人番号を取り扱う5課に対して、システムの運用管理の状況とセキュリティ対策の取組状況について内部監査(ヒアリング及び現地調査)を実施した。また、情報セキュリティに関する職員の意識向上を図るため、セキュリティポリシー及び情報セキュリティ対策の最新の動向について、全職員を対象に外部講師による研修を実施した。対象者904名中831名が受講し、受講率は91.9%であった。	5
※平均						5

推進項目 1 サービス改革 6 公正かつ適正な入札制度の確立

入札契約手続の透明性・公平性・競争性を確保するため、入札情報の適正な開示や電子入札対象の拡充、不誠実な行為や談合等の不正行為の防止を図り、公正かつ適正な入札制度の運用に努めます。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
14	1-6-1	入札制度の課題整理と解決策の検討及び見直し	契約検査課	入札制度における課題等の解決に必要な調査研究を行いながら、必要に応じて、新たな制度の導入や既存の仕組みの改廃に取り組み、健全な発注体制の維持向上に努める。	1 最低制限価格の設定対象の拡充（建設コンサルタント業務、役務）及び当該価格の情報漏えいに係る疑念払拭対策として無作為係数を導入するため、「筑西市建設工事最低制限価格の設定に関する基準等を定める要綱」を全部改正 2 最低制限価格の設定方法の変更に伴い従来の様式を変更するため、「筑西市契約規則」を一部改正 3 入札参加者名の公表時期（紙入札は事前、電子入札は事後）を明文化するため、「筑西市建設工事等の入札参加者名等に係る事前公表実施要綱」を全部改正 4 電子入札で取り扱う対象（建設工事の一部、建設コンサルタント業務の一部）を明確にするため、「筑西市電子入札実施要綱」を一部改正 5 令和元年6月1日以降の建設工事に係る入札から社会保険等に加入していることを参加要件にするとともに、市内建設業者の等級を格付けする際の総合点の算出方法を変更（優良建設工事表彰者に主観点を加算）するため、「筑西市建設工事等請負業者資格審査要綱」を一部改正 6 電子入札で取り扱う際の予定価格の公表の時期（事前）及び方法を明文化するため、「筑西市電子入札実施要綱」を一部改正	4

推進項目 1 サービス改革 7 協働のまちづくりの推進

成熟した市民協働社会の実現を目指して、市民活動のネットワーク化や複数の活動の有機的な結びつきを強化し、協働のまちづくりの基盤強化を図ります。また、市民と行政が共通認識をもって相互の連携を図り、対等の関係で支え合う環境の形成を目指します。そして、様々な分野において市民参加を推進するとともに、市民・団体・企業などと行政が互いに自主性を尊重し、役割と責任を分担して協働していくための仕組みと行政の支援体制の充実を図ります。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
15	1-7-1	計画に基づく協働のまちづくりの推進	市民協働課	協働のまちづくり推進計画に基づき、成熟した市民協働社会の形成に向けた協働のまちづくりを推進していく。	第3次推進計画に位置付けられた40事業の積極的な推進を各所属長に依頼し協力を求めた。また、事業の進捗状況(実施状況)を把握するため、調査を実施した。	5
16	1-7-2	NPO法人認証等事務処理の権限移譲受入	市民協働課	茨城県から特定非営利活動促進法に基づくNPO法人認証等事務処理の権限移譲を受けることにより、市とNPO法人による協働のための基礎を構築するとともに、NPO法人の利便性向上、NPO法人を含む地域コミュニティ活動の活発化を図る。	県や関係部署との協議(ヒアリング)を実施し、権限移譲受入れのための問題点や課題を整理した。	3
※平均						4

推進項目 1 サービス改革 8 広域的な連携の推進

本市の広域的拠点性や特性を活かし、近隣自治体や鉄道沿線自治体、その他の自治体との連携を推進し、共同処理事務の効率的な運営、ソフト事業の共同実施など、人・物・情報の交流促進を図ります。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
17	1-8-1	近隣自治体との広域連携施策の検討・導入	企画課	国が推進する広域連携施策である「定住自立圏構想」や、「地方中枢拠点都市構想」等について、施策の特徴や支援制度等について調査・研究し、連携施策の検討・導入を行う。	車のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標)に、地域の風景や観光資源などの図柄を取り入れることで、このプレートを装着した車が「走る広告塔」として地域の魅力を全国に発信し、地域振興・観光振興に資することを目的とする、「ご当地ナンバープレート」の導入を推進した。市としても、公用車35台に装着した。	5

推進項目 2 職員改革 1 効率的で柔軟な組織体制の構築

複雑・多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応するため、効率的で柔軟な組織体制を構築します。また、執務環境の改善と職場の活性化に努めるとともに、全庁横断的な連携を推進し、組織力の向上を図ります。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
18	2-1-1	行政需要に応じた職員の適正配置と職員数の管理	総務課	地域の自主性及び自立性が求められるなか、市民の要望に応えられる組織の構築、改革を進めるとともに、最少の人員で最大の効果が挙げられるよう、職員の適正配置に努める。	第3次筑西市定員適正化計画の計画期間が平成30年度で終了することから、これを改訂し、第4次筑西市定員適正化計画を策定した。 (計画期間: 令和元年度から令和5年度までの5年間)	5

推進項目 2 職員改革 2 職員の意識改革と資質向上

行政改革を進めるうえで、職員の存在は最も基礎となる重要なものです。職員の意識によって、行政サービスの質や市民に与える印象、職場の雰囲気が変わります。意識の持ち方についても、従来の依存同質型から自立個性型への転換が求められるなかで、職員自身の自己研鑽や自己啓発を促進するとともに、様々な機会を通して職員の意識改革と資質向上を図ります。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
19	2-2-1	自己啓発の促進及び支援	総務課	自治体法務検定(団体受検)の検証 自主活動の先行事例調査、情報収集 自主活動に対する支援方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・他市における自主学習支援の情報収集 ・職員の提案による自治体法務基本講座の実施(計6回) ・公募による受講生募集型研修の拡充 	5
20	2-2-2	接遇マネジメントの構築	総務課	接遇研修・クレーム対応能力向上研修の継続・充実 検定試験・応対コンクールの導入・参加の検討 接遇リーダー制度の検討 市民サービス憲章の制定	<ul style="list-style-type: none"> ・他市における接遇リーダー制度の情報収集 ・新任職員を対象とした接遇研修の実施回数の拡充 ・全職員を対象とした接遇研修の公務員に特化した内容への変更 	4
※平均						4.5

推進項目 2 職員改革 3 戦略的な人材育成制度の確立

厳しい財政状況を踏まえた人件費の抑制により職員数が減少するなか、国・県からの権限移譲に伴う事務量の増加や複雑・多様化する市民ニーズに的確に応えるためには、戦略的な人材育成が必要となります。そのため、職員研修制度を充実させ、職員個々の能力を醸成する機会を積極的に提供するとともに、職員の能力を最大限に引き出すことで、組織力を強化させる仕組みを構築し、職員研修と人事管理が連携した戦略的な人材育成制度を確立します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
21	2-3-1	集合研修(Off-JT)の見直し	総務課	階層別研修体系及び研修科目の見直し 研修メニュー、講師等に係る情報収集 内部講師養成計画の策定	・庁内講師養成研修(茨城県自治研修所主催)への職員派遣 ・第2部職員課程における内部講師の活用	5
22	2-3-2	新任職員育成制度の推進	総務課	職場内研修(OJT)指導者研修等の計画的な実施 メンター(指導者)制度導入の検討	・OJT研修の改善点抽出及び内容の見直し ・新任職員育成担当者の選出方法の見直し	4
					※平均	4.5

推進項目 2 職員改革 4 人事管理の徹底

職員個々の適性や能力を把握し、適材適所の職員配置に努めるとともに、バランス感覚とチャレンジ精神のある職員を育成するため、ジョブ・ローテーションを確立します。また、意欲・能力・実績を重視した成果志向の人事評価制度を導入し、適切な人事管理に努めます。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
23	2-4-1	適材適所の職員配置	総務課	職員の意欲向上、能力の開発・発揮につながる適材 適所の職員配置を行うとともに、職員個人のスキル に応じた自己研鑽を醸成できる体制を確立する。	女性職員の昇任意欲と能力発揮を図るため、管理職への積極的登 用を行ったものの、女性管理職の比率は前年度を下回る結果となっ た。 (女性管理職の比率 29年度/24.56% 30年度/24.05%)	4
24	2-4-2	公正かつ適正な人事評価 制度の確立	総務課	人事評価制度を本格導入し、評価結果の有効活用 を図るとともに、規程やマニュアル等の見直しを随時 行い、公正かつ意欲・能力・実績を重視した成果志 向の人事評価制度を確立する。	平成29年度人事評価(業績評価・能力評価)の結果について、平成 30年6月の勤勉手当及び平成31年1月の定期昇給に反映した。 また、人事評価実施規程及び人事評価マニュアル等について、実態 に即した内容に見直しを行った。	4
					※平均	4

推進項目 3 財産改革 1 公共施設の効率的な運用

「公共施設適正配置に関する指針」に基づき、施設類型ごとの特性を踏まえて全庁横断的な検討を重ね、具体的な方向性を示す「適正配置実施計画」を策定します。また、長期的な視点でライフサイクルコストを見直し、資産投資の平準化を図るとともに、公共施設を行政経営の視点から客観的に評価し、公共施設の効率的な運用を目指します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
25	3-1-1	適正配置実施計画(仮)の策定	行政改革推進課	平成25年度に策定した「公共施設白書」、平成26年度に策定した「公共施設適正配置に関する指針」に基づき、施設類型(教育関連施設、福祉・保健関連施設など)ごとの具体的な統廃合、長寿命化等の方向性を示す「適正配置実施計画(仮)」を策定する。	「適正配置実施計画(個別施設計画)」の策定を推進するため、昨年度に引き続き、18の施設類型ごとに第3回目のワーキングチーム会議を開催した。 また、施設関係団体の会議等に出席し、適正配置に関する「説明・協議の場」を計30回超開催した。 計画策定の手順や計画に記載すべき内容等を示した「適正配置実施計画の策定方針」の策定には至らなかった。	3
26	3-1-2	公共施設等マネジメントシステムによる効率的な施設維持管理	行政改革推進課	すべての公共施設の情報を一元管理し、総量の適正化やライフサイクルコストの削減等を戦略的に推進するための「公共施設等マネジメントシステム」を構築し、公共施設の効率的な維持管理を行う。	「公共施設マネジメントシステム」入力説明会を開催するとともに、施設所管課への個別説明(フォローアップ)を実施し、精度の高いデータ入力に努めた。 また、入力したデータを施設類型ごとに一覧出力した「公共施設情報」の作成・公表については、手法を変更し、公共施設マネジメントシステムから出力される「公共施設カルテ」を、公共施設白書(改訂版)に掲載することとした。	4
※平均						3.5

推進項目 3 財産改革 2 ファシリティマネジメントによる財産管理

ファシリティマネジメントは、すべての財産を経営の視点から最適な状態で保有・運営・維持するための総合的な管理手法です。この手法により、公共施設全体を対象とした総合的視野や、将来の変化にも対応できる長期的視野に立ち、廃止、転用、多機能化、複合化など戦略的な公共施設のあり方を検討することにより、適切な財産管理に努めます。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
27	3-2-1	固定資産台帳による資産の適正管理	管財課	市が保有する固定資産の価値を的確に把握するため、新地方公会計に対応した「公有財産管理システム」を構築するとともに保有するすべての固定資産を網羅する「固定資産台帳」を整備する。	平成29年度の公会計管理台帳システムのデータ更新を実施したが、「適正配置実施計画(個別施設計画)」が未策定であるため、「適正配置に関する指針」及び「適正配置のための基本方針」に基づき、事業を進めている。 公会計管理台帳システムのデータを基に、平成28年度の固定資産台帳を市ホームページにて公開した。これにより市民へ市の保有する固定資産の情報共有ができ、透明性及び信頼性の向上が図られた。	4

推進項目 3 財産改革 3 公有地の有効活用

公有地は市民全体の貴重な財産であるとともに、公有地を保有し続けるためには、一定のコストがかかります。そのため、公有地の利活用により得られる利益を市民に還元することを基本に、公有地の売却や借地の返還、適正な賃貸借基準の設定などを検討し、公有地の有効活用を図ります。特に低・未利用地については、貸付や売却を含め有効に活用するための方策を検討し、市民ニーズに適した公有地活用を推進します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
28	3-3-1	低未利用地等の有効活用	管財課	低未利用地の継続的な現状把握を行い、他目的への転用や売却による有効活用を促進する。	民間不動産取引業者と「公有財産売払い支援業務」の委託契約を締結し、対象物件(低未利用地)の事前調査、公募先着順による売払いを実施した。また、民間のシンクタンクの協力を得て幅広い広報を行った。 その結果、3物件あった平成29年度からの継続物件を1物件売却することができた。しかし、平成30年度の対象物件であった1物件については、売却条件整理や庁内検討の結果、売却を見送ることにした。 ・公募先着順(随意契約)3物件 ・2物件は売却希望者なし	4

推進項目 4 財政改革 1 安定した財政基盤の確立

今後の財政運営を見据え、より一層の歳出削減と将来負担の抑制を図るとともに、多様な財源の確保に努め、限られた財源を有効活用することにより、真に必要とする行政サービスを継続的に提供できる安定した財政基盤を確立します。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
29	4-1-1	中長期財政計画の作成	財政課	新市建設計画の事業、公債費の見込み、人口推計などを考慮した10年間の普通会計における財政計画を作成する。10年間の収支見込を算出することにより、健全な財政運営を図るための指針とする。	平成29年度決算データを基準として、新市建設計画の事業の進捗状況、公債費の見込み、人口推計などを考慮し、財政計画の見直しを行った。	5

推進項目 4 財政改革 2 多様な財源の確保

景気低迷による市税等の減少や普通交付税の合併特例措置の段階的縮減など、今後も歳入の増加を見込むことは厳しい状況にあります。このことから、企業広告収入や国県補助金等の確保、公有財産の有効活用など、多様な財源の確保に努めます。また、市税等の徴収体制を強化するとともに、納税者の利便性確保及び収納率向上に資するため、市税納付環境の整備・拡充を図り、財源確保の一翼を担います。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
30	4-2-1	ふるさと納税の拡充	企画課	返礼品の拡充やPR、寄附者への情報発信、本市ならではの用途設定などにより、より多くかつ安定的なふるさと納税を募り財源確保を図る。	返礼品送付に係る総務省の通知に従い、返礼率を3割に見直したことから、前年度と比較して寄附件数が減少している。 新規返礼品として、「ちくせいマラソン出走権」、「しもだて美術館・板谷波山記念館入場引換券」、「ソーセージ作り体験」などの「体験型返礼品」や「郵便局のみまもりサービス」を企画し、交流人口・関係人口の増加に寄与した。 また、寄附者と継続的なつながりを持つため、メールマガジン「筑西市ふるさと納税通信」で、定期的に市のPR情報を発信している。	4
31	4-2-2	市税等の徴収体制の強化	収税課	茨城租税債権管理機構訪問支援事業(徴税強化総合支援)実施要領に基づき、茨城租税債権管理機構職員の定期的支援を受け入れる。また、徴収専門研修の定期的参加や、市職員の茨城租税債権管理機構への派遣を行い、内外から専門的知識、経験を高め、催告や公売などの滞納整理を効果的かつ適正に行うとともに、組織の底上げを図り、もって市税収入の確保及び納税者間の公平化を図る。	茨城租税債権管理機構への職員の派遣及び徴収専門研修の参加を行い、実務経験と専門的知識の向上を高めた。また、未納者への催告書発送、給与差押、不動産公売などの滞納整理の強化を図り、効率的な徴収体制の確立を図った。	5
32	4-2-3	市税等納付環境の整備・拡充	収税課	市税等の公平性、費用対効果等を勘案しつつ他市の動向を見極めながら、納付者のニーズに見合った市税等納付環境の整備・拡充を図るため、新たな納付方法を開始する。	口座振替においては、支払い忘れや遅延がないという利便性、コンビニ納付においては、毎日24時間納付可能という市民の利便性を考慮し、市税等納付環境の整備・拡充に向けて、口座振替、コンビニ納付等の件数向上に努めた。 令和元年10月開始予定の電子納税システム導入に向けて、課題や取組等の検討について、システム会社、関連部署(課税課、収税課、会計課)で協議した。	4
※平均						4.3

推進項目 4 財政改革 3 継続的な歳出抑制

義務的経費の大部分を占める人件費の抑制を図るため、職員給与の適正化に努めるとともに、定員適正化計画に基づき職員の削減を進めます。また、事務事業の見直し、徹底した経費削減、補助金等の整理合理化、公共工事の効果的な執行、地方公営企業の経営健全化などに取り組み、歳入に見合った歳出の抑制を図ります。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
33	4-3-1	事務コストの削減	財政課	予算編成において、一般財源の収支を意識し、事務コスト削減に努めるため「部局長主導の予算編成」を実施する。また、財政状況に応じたシーリング及びより効果的な予算編成方法を実施することで、さらなる事務コストの削減を図る。	平成30年11月から行った令和元年度予算編成に当たっては、実施計画を次年度予算の概算要求として位置づけ、実施計画と予算編成を連動させた予算編成を行った。実施計画の結果に合わせた事業別の『予算要求基準』を設定し、各事業・経費の費用対効果や必要性、効率性等を十分精査したことから、需要費(消耗品、光熱水費等のこと)などのコスト削減を図ることができた。 さらに、国・県補助、起債(交付税措置のある償還時に有利な起債)の活用等、財源確保に努めた結果、基金(財政調整基金ほか)の繰入額を削減することができた。	5
34	4-3-2	物品管理システム(SPD)の構築	地域医療推進課	歳出削減の一環として、民間的手法を積極的に導入するため、物品管理システム(SPD)を導入する。そして、委託業者による診療材料等の在庫管理を徹底するとともに、交渉により医療器機・薬品の購入価格を抑制し、歳出削減に取り組む。	平成29年度に概ね完成した物品管理システム(SPD)を継続して取り組んだが、筑西市民病院閉院により平成30年9月30日をもって運用は終了となった。 最終的な成果として、医療機器購入価格は全体で82%に抑制することができ、医薬品及び診療材料等の購入においても76%に抑制することができた。	5
※平均						5

推進項目 4 財政改革 4 受益者負担の適正化

受益者負担の考え方は、特定の行政サービスを利用する人が応分の負担をすることによって、サービスを利用しない人との負担の公平性を確保するというものです。使用料及び手数料等の料金設定にあたっては、負担公平、負担均衡の観点から定期的に見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
35	4-4-1	使用料・手数料の適正化	行政改革推進課	使用料・手数料の適正化に関する基本方針に基づき、原価算定方式による明確な料金算定基準を設定するとともに、消費税率の改定に合わせて公共施設使用料の適正化を図る。	平成29年度の施設利用状況のデータを基に、使用料適正化のための料金改定案(素案)及び料金改定後の使用料収入の増減額の試算を行った。これらの資料を基に、施設利用団体の総会等に出席し、使用料適正化を図ることについての説明・協議を行った。	5

推進項目 4 財政改革 5 新地方公会計の整備推進

これまでの現金主義・単式簿記による会計制度を補完するものとして、国が示す統一的な基準に基づき、発生主義・複式簿記による新たな地方公会計制度の整備を推進します。これにより、民間企業と同様の財務書類(貸借対照表、行政コスト計算書など)と固定資産台帳を整備し、財政状況の透明性を高めるとともに、財政運営の基礎資料として有効に活用していきます。

No.	プログラムNo.	項目	主管課	推進期間の取組内容	平成30年度取組状況	進捗指標
36	4-5-1	統一的な基準に基づく財務書類の整備・活用	財政課	「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」等に基づき、全国統一基準による財務書類を整備し、市民や議会等に正確で分かりやすい財務情報を公表するとともに、財産・債務管理及び事業別・施設別の分析を通じ、財政運営上の基礎資料として、予算編成等への活用を図る。	平成29年度末まで固定資産台帳のデータを、貸借対照表における資産部分等へ反映させた。また、平成29年度の歳入歳出伝票データに基づく現金の異動、非資金の異動等を財務諸表に反映させ、財務書類(平成29年度決算に基づく)を作成した。平成28年度のデータを基に、総務省から指定された指標について分析を行った。	4

※全推進項目(36項目)の平均 4.4